



火災警報器 Q&A

Q1. 必ず付けないといけないのですか？

A. 消防法の改正により、すべての住宅に火災警報器の取り付けが義務付けられ、各市町村の火災予防条例で設置・維持の基準が定められています。

住宅火災から大切なご家族を守るためにも火災警報器を必ず取り付けましょう。

Q2. 罰則はあるのですか？

A. 罰則規定はありません。住宅防火の基本は、あくまで自己責任です。今日、起るかもしれない火災からご家族を守るために、火災警報器を早急に取りつけましょう。

Q3. NSマーク付きの火災警報器でなければいけないのですか？

A. 法令では（消防法施行令5条の6）、「その形状、構造、材質及び性能が総務省令で定める技術上の規格に適合するもの」とされていますので、法令で定める技術基準に適合するものでなければなりません。NSマークは、日本消防検定協会が法令に定める基準に適合しているかどうかを検査して合格した火災警報器に貼付されています。

現在は、日本の法令に適合していることを証明する他の「マーク」はありません。

Q4. NSマークとULマークは何がどう違うのですか？

A. 火災警報器は、アメリカやイギリス、スウェーデンなど多くの国で取り付けが義務づけられています。それぞれの国で気候や風土・生活習慣に合わせた試験基準を設けて検査が行なわれます。ULはアメリカの規格、NSは日本の規格です。

日本で使用するにはNSマークの製品が日本の環境に適しているので安心です。例えば、ULマークの製品はNSマークの製品に比べ感度が鋭敏（少しの煙で警報を出す）の物が多いようです。

Q5. 耳の不自由な方のための装置はありますか？

A. 耳の不自由な方には、光や音でお知らせする補助警報装置があります

補助警報装置の取り付けをされる場合は、接続可能な火災警報器をお選びください。

Q6. 公的な補助はありますか？

A. 市町村の「老人日常生活用具給付等事業」によって、一定年齢以上（65歳）、寝たきり、独居などの条件により、「火災警報器」の給付、給付補助または貸与などの事業を実施している場合があります。内容については市町村の「福祉課」などにて確認願います。

Q7. アパートやマンションでも必要なのですか？

A. 火災警報器は「住宅の用途に供される防火対象物…住宅用防災機器（火災警報器）を設置し、維持しなければならない」とこととされていますので、スプリンクラー設備や自動火災報知設備が住戸内に取り付けられていないアパートや、マンションは全て取り付けなければなりません。

※店舗併用住宅などその一部が住宅以外の用途に使われている場合はその住宅部分が対象になります。

Q8. 取り付ける部屋はどのような理由で決められたのですか？

A. 住宅火災による死傷者の多くは就寝中の火災による逃げ遅れが主な原因です。そのため、火災警報器を寝室に取り付けることになりました。その他、煙の通り道となる階段に取り付け、火災を知らせることになりました。

Q9. 取付位置が決まっていますがその根拠は？

A. 火災により発生した煙は天井に向かい上昇します。天井に達すると、天井を這うように周辺の壁に向かい広がってゆきます。その時、煙の流れは天井と壁の交差する隅には流れにくく（鋭角に曲がることが苦手）、煙の感知が遅れます

